

新潟市

# 中央 農業委員会だより

～中央農業委員会の所管区域～

鳥屋野地区・石山地区・山潟地区・大形地区・曾野木地区・両川地区  
大江山地区・亀田地区・横越地区



【写真】芽かき作業される鈴木達也さん  
仲間の田村直紀さん(左)



## のうきょうびと 地域で頑張る農業人



今回ご紹介するのは、農事組合法人で働く江南区小杉の鈴木達也さん(33)です。

趣味は「農業♡特に『畑』と笑顔で話される鈴木さん。農事組合法人の若手3人でトウモロコシ・里芋・キャベツ等を栽培、今年からはハウストマトの栽培も始め、試行錯誤しながら忙しい毎日を奮闘中です。

また、農業の新たな可能性として注目されている農福連携を取り入れ、トマトの収穫作業は、障がい者福祉施設の方をお願いするそうです。農業の楽しさが伝わるよう、明るく楽しく作業をしたいとおっしゃっていました。

※4ページにも鈴木さんから伺ったお話の掲載があります。

## 中央農業委員会の平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

新たな農地制度の普及・定着と目に見える農業委員会活動を推進するため、農業委員会では活動計画の策定などの目標づくりとその点検・評価を行っています。平成30年度の目標とその達成に向けた活動計画を次のとおり作成しました。

### ○ 担い手への農地の利用集積・集約化

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積 4,479ha	これまでの集積面積 2,662ha	集積率 59.4%
課 題	農業従事者の高齢化や後継者不足により離農する農家が増加しているため、担い手への農地集積を進めなければならないが、農業従事者の減少により新たな担い手の育成確保が課題となる。今後は地域の実情に応じた「人・農地プラン」を推進するとともに、農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積・集約化、併せて担い手の育成確保に取り組む必要がある。		
平成30年度の目標	集積面積 3,045ha (うち新規集積面積 130ha) 目標設定の考え方:新潟市農業構想の担い手への農地集積率 85% (平成34年度)		
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市策定の「人・農地プラン」に基づき、地域での農業者等の話合いの調整・推進を農業委員と農地利用最適化推進委員が市と役割分担するとともに、関係団体等と連携し実施する。(通年)</li> <li>・農地中間管理事業の活用や農業経営基盤強化促進法による利用権設定等により、担い手への農地の集積・集約を進める。(通年)</li> <li>・「農業委員会だより」により制度等を周知する。</li> </ul>		

### ○ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	0経営体	1経営体	3経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	0ha	0.8ha	1.6ha
課 題	農業従事者の高齢化や後継者不足により離農する農家が増加していることから、担い手の育成が喫緊の課題である。関係機関との連携や地域に根ざした担い手対策を進めていく必要がある。また、新規就農者の農地確保のため、情報提供などの支援を行うことも重要な活動である。		
参入目標数	1経営体	参入目標面積	1ha
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規参入に関する窓口として、市と連携し、各種補助制度等に関する情報の他、主に農地に関する情報を提供する。(通年)</li> <li>・青年や女性の新規就農者、企業参入者の掘り起こしを行うため、就農候補地の農地所有者との架け橋となるなどの支援活動を行う。(通年)</li> </ul>		

### ○ 遊休農地に関する措置

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積 (A) 4,479ha	遊休農地面積 (B) 0.69ha	割合 (B/A×100) 0.02%
課 題	小面積など耕作条件が困難な農地が分散していることから遊休農地となっている。農地中間管理事業を活用した貸借も、借人を確保することが困難となってきたことから、遊休農地解消に苦慮している。また、農業従事者の高齢化や、非農家が相続した農地の増加などに伴い、遊休農地の拡大が今後懸念されることから、農地パトロールを活用した遊休農地の未然防止対策を積極的に実施していく。		
平成30年度の目標	遊休農地の解消面積 0.4ha 目標設定の考え方:管内農地面積の1%以下の維持		
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数 (実数) 37人	調査実施時期 6月～11月
	農地の利用意向調査	調査結果取りまとめ時期 7月～11月	調査結果取りまとめ時期 11月～12月
	調査方法	1万分の1の地形図を基に管内を農業委員及び農地利用最適化推進委員数で区域割りし、担当区域内全ての農地を対象に利用状況調査を実施する。また、遊休化している農地や農地以外の目的に供している農地等、調査内容を図面に記録してもらい、それを基に事務局員が詳細な調査を実施する。	

### ○ 違反転用への適正な対応

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積 (A) 4,479ha	違反転用面積 (B) 3.36ha
課 題	違反転用地のほとんどが農用区域内であり、現状回復以外に解決の道がないこと。	
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会だよりで農地の有効活用・違反転用防止の啓発を2回行う。</li> <li>・7月・11月に予定の農地パトロールで違反転用の現地確認を行い、口頭・文書指導、あるいは農地部会委員で構成する調査委員会に違反者を呼び出して、是正指導を行う。</li> </ul>	

## 農地利用状況調査(農地パトロール)の実施について

農地法の規定により、毎年、市内全域の農地を対象として、利用状況調査を実施します。遊休農地である場合は、その土地の所有者や耕作者に対して、農地を適正管理していただくよう指導を行います。平成30年度の農地の利用状況調査は、下記のとおり実施いたします。

- 1 調査対象：管内（東区・中央区・江南区）  
のすべての農地
- 2 調査期間：平成30年6月から  
平成30年11月まで
- 3 調査方法：農業委員等が農地を見回り、遊休化しているか否かの調査を実施します。各農地へ立ち入ることやお話を伺うこともありますので、ご理解とご協力をお願いします。



### ※遊休農地とは…

1年以上にわたり耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地や周辺の農地と比べて低利用になっている農地のことです。



### こんなときは…?



『貸してもらえぬ農地を探したい』や『今後、自分で管理できなくなってしまうので耕作してくれる人を見つけたい』(※)などのお悩みをお持ちの方は、地元農業委員・農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局までご相談ください。

※自ら耕作できない場合は、農地が遊休化する前にご相談ください。  
一旦、遊休化してしまうと、その後の利活用に不利になってしまうこともあります。

## 農業者年金の「現況届」はお忘れなく



- 農業者年金受給者すべての対象者は6月中に、農業委員会事務局に「現況届」を提出してください。「現況届」の提出がなかった場合、年金の支払を差し止めることになりますので、必ず忘れないように提出してください。

(現況届は、毎年5月末までに農業者年金基金から自宅に郵送されます)

## 農業人のご紹介

鈴木 達也さん(33)

### 農事組合法人で鈴木さんが携わる作物

ハウストマト(3.6a)、トウモロコシ・里芋・キヤベツなど(1ha)、米(38ha)

### 就農のきっかけ

母親の実家がりんど農家だったので、小さい頃から身近に農業があったことに加え、17才から付き合っていた妻との結婚が大きなきっかけです。妻と農業が大好きで、付き合いはじめから大卒卒業後も就職後もずっと妻の家の農業を手伝っていました。7年前に結婚、そして1年前に本格的に就農しました。



### 日々について

畑は、農事組合法人の若手3人に任せてもらい、今年から新たにハウストマトの栽培を始めました。ハウスの温度管理や養液注入は自動で行っていますが、毎日ハウスに来て、芽かきや摘芯などの作業をしています。トマトと並行して、以前研修させてもらった法人での経験を活かし、トウモロコシも作っています。そのため作物の管理や作業が重なり、毎日ずっと忙しいのですが、趣味は「農業」というくらい好きなので、全く苦にはなりません。そして何より消費者からの「美味しかったよ。」の言葉が更なるやる気に繋がっています。

わからないことにぶち当たることもあります。が、人とのつながりが本当にありがたく、諸先輩方からアドバイスをもらったり、仲間と共に頑張っています。

※取材時には、隣のハウスの生産者の方々が鈴木さん達のハウスを訪れ、トマトの生育を確認しながら談笑。鈴木さんの周りにはたくさんの方が集まっています。

### 今後の目標など

経営規模の拡大よりも、今やっていることからたくさん経験を積み、自分の農業技術や知識を今より1つでも2つでも向上させたいです。

そして、どこよりも美味しいと言ってもらえる物、美味しいものを更に美味しく作れるようになりたいです。

## 農地の貸借・売買等は農業委員会で

### ○農地法に基づく申請・届出締切日（6月～8月）

毎月、許可申請は1回、届出は3回受付いたします。

月	申請締切日	届出締切日	月	申請締切日	届出締切日	月	申請締切日	届出締切日
6	11日(月)	5日(火)	7	10日(火)	6日(金)	8	13日(月)	6日(月)
		13日(水)			17日(火)			14日(火)
		21日(木)			25日(水)			22日(水)

※農地の貸借等を希望される方は、農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局へご相談ください。



- 毎週金曜日発行
- 購読料1ヶ月700円
- 申込みは、農業委員・農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局農政振興係まで。



- 60歳未満（国民年金第1号被保険者）で年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。
- 詳細は農業委員会事務局または最寄りのJAまで。